

改 正 後	現 行
<p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1 ～ 第 5 (略)</p> <p>第 6 農地維持支払交付金の算定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価 農地維持支払交付金の交付単価は、次の (1) <u>及び (2)</u> に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略) (削る。)</p>	<p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1 ～ 第 5 (略)</p> <p>第 6 農地維持支払交付金の算定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価 農地維持支払交付金の交付単価は、次の (1) <u>から (3) まで</u> に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 加算単価</u> <u>事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落(農村振興局長が別に定める基準を満たす集落)が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成 29 年度であって、平成 30 年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価(以下「小規模集落支援」という)は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>ただし、1 小規模集落当たりの交付額は、20 万円(うち国の助成 10 万円) / 年を上限とし、1 対象組織当たりの交付額は、40 万円(うち国の助成 20 万円) / 年を上限とする。</u></p> <p><u>また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。</u></p>

改 正 後

現 行

地 目	区 分	①農地維持支払交付金の	②①のうち国の助成
		10アール当たりの交付単価	
田	都府県	1,000円	500円
	北海道	700円	350円
畑	都府県	600円	300円
	北海道	300円	150円
草 地	都府県	80円	40円
	北海道	40円	20円

(2) 都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて（1）の表の①の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価を超えない範囲内で、別紙3の第1の3により農地維持支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

第7～第9 （略）

（別紙2）

資源向上支払交付金に係る事業の実施方法

第1～第4 （略）

第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

1～5 （略）

(3) 都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて（1）及び（2）の表の①の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価を超えない範囲内で、別紙3の第1の3により農地維持支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

第7～第9 （略）

（別紙2）

資源向上支払交付金に係る事業の実施方法

第1～第4 （略）

第5 対象組織の活動の実施等

市町村長が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

1～5 （略）

改 正 後	現 行
<p>6 事業計画の変更</p> <p>(1) 対象組織は、5により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、5の手続に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長への届出を行うものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 活動の追加、中止又は廃止 <u>(農村振興局長が別に定める事項に該当する場合を除く。)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第6～第9 (略)</p> <p>(別紙3)～(別紙6) (略)</p>	<p>6 事業計画の変更</p> <p>(1) 対象組織は、5により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、5の手続に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長への届出を行うものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 活動の追加、中止又は廃止</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第6～第9 (略)</p> <p>(別紙3)～(別紙6) (略)</p>

附 則 (令和5年〇月〇日付け4農振第〇〇号)

- 1 この通知は、令和5年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき令和4年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の同要綱に基づく算定方法及び交付単価によるものとする。